

## 追手門学院大学校友会 同窓会助成金交付要項

### (目的)

#### 第1条

この要項は、追手門学院大学校友会会員の同窓会に助成金を交付することで、校友会会員相互の交流を深め、校友会内の縦横の繋がりを強めることにより、校友会の活動をより活性化させることを目的とする。

### (助成金の交付対象)

#### 第2条

- 1 同窓会助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となるのは、追手門学院大学校友会会員（学生会員を除く。以下「校友会会員」という。）の同窓会とする。但し、参加人数が5名以上のものに限る。
- 2 前項の同窓会とは、学部、学科、ゼミナール、クラブ、サークル、入学期、卒業期、地域、趣味等を共通とする校友会会員による集いをいう（以下「同窓会」という）。
- 3 同窓会は、追手門学院大学校友会支部・部会設置規程に定める支部及び部会には該当しないものとする。

### (助成金交付額)

#### 第3条

助成金交付額は、同窓会参加者1名につき2,000円とする。但し、参加人数にかかわらず、交付額は1回の同窓会につき総額4万円を上限とする。

### (申請期間等)

#### 第4条

- 1 助成金の申請期間は、毎年4月1日から翌年1月31日まで（以下「年度」という。）とし、同一年度における申請は同一の同窓会につき1回とする。
- 2 同窓会は申請の承認後2か月以内かつ2月末日までに行わなければならない。
- 3 同窓会の同一性の有無については、同窓会支援委員会委員長において、その参加者、開催の趣旨や目的等から判断する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、助成金の交付は、毎年度、それに充てる予算が無くなり次第、終了とする。

### (申請の方法等)

#### 第5条

- 1 助成金の交付を受けようとする同窓会は、当該同窓会の実施前及び実施後に、そ

れぞれ次に掲げる書類等を校友会事務局まで速やかに提出しなければならない。

(1) 同窓会の実施前（原則として実施の14日前までに提出）

①同窓会助成金事前予約申請書

(2) 同窓会の実施後（原則として実施後14日以内に提出）

①同窓会助成金申請書

②参加者名簿（参加者全員の住所・氏名・卒業年・学部学科・連絡先電話番号の記載があるもの）

③集合写真（当該同窓会実施の際に撮影されたもので、原則参加者全員が写っているもの）

④参加者による実施報告

⑤その他、当該同窓会又は校友会理事会が提出の必要ありと判断したもの

2 助成金の受取口座の名義は、助成金の申請者名と同一でなければならない。

3 第1項(1)及び(2)の書類等の提出があった場合、校友会事務局は、速やかにその受理の可否について申請者に通知しなければならない。

4 助成金の交付を受けた同窓会の参加者は、第1項(2)③の集合写真及び同④の参加者によるコメントが校友会のホームページ・同SNSのページ・同会報等に掲載されることを承諾したものとみなす。

(要項の改廃等)

第6条

この要項の改正、廃止、及びこの要項の運用において必要な事項の制定は校友会理事会が行う。

附則

この要項は令和4年7月23日から施行する。

(令和6年9月28日)

この要項は、令和7年4月1日から改正施行する。